

沼津市空き家相続登記支援事業補助金の申請の手引き

1. 補助対象となる空き家

次のいずれにも該当するもの

- (1) 個人が所有するもの
- (2) 現に登記されているもの
- (3) 沼津市空き家バンクに登録可能と判断されたもの

2. 補助対象者

次のいずれにも該当する者

- (1) 相続登記により補助対象空き家の新たな名義人となる者
- (2) 補助金確定を受けた日から、2年以上、空き家バンクへの登録等により売却や賃貸の意思を示すことを約した者
- (3) 当該空き家を3親等以内の親族に売却や賃貸しない者
- (4) 住民税非課税世帯に属する者
- (5) 市税を滞納していない者
- (6) 暴力団員等又はそれらと密接な関係を有するものでない者
- (7) 交付申請した日の属する年度内に完了することができる者

3. 補助対象経費

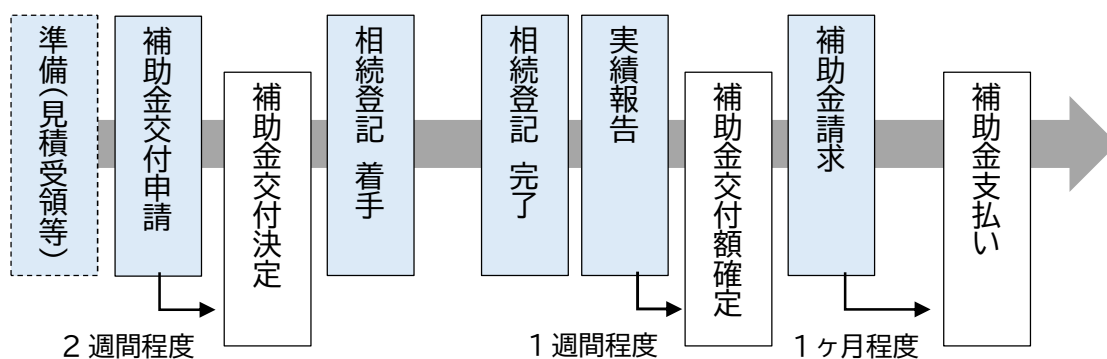
相続登記の申請手続きに要する費用で、次のいずれか該当するもの

- (1) 登録免許税
- (2) 不動産登記を行う資格を有する司法書士等に対して支払う報酬
- (3) 戸籍謄本、住民票などの交付手数料、通信運搬費及びその他の経費

4. 補助額

補助対象経費(消費税及び地方消費税を含む)の1/2 (上限5万円)

5. 補助申請の流れ



6.補助金交付申請時に提出するもの

- (1) 補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 補助対象空き家の登記事項証明書
- (3) 申請者が相続人であることを証する資料(戸籍謄本、遺産分割協議書、遺言書 など)
- (4) 位置図及び写真
- (5) 経費見積書
- (6) 住民税非課税世帯に属する者であることを証する書類の写し
- (7) 市税に滞納がないことを証する書類の写し
- (8) 誓約書兼同意書
- (9) その他、市が提出を求めた書類

7.実績報告時に提出するもの

- (1) 補助金実績報告書(第5号様式)
- (2) 契約書又は請求書の写し
- (3) 補助対象経費にかかる領収書の写し
- (4) 補助対象空き家の登記事項証明書
- (5) 沼津市空き家バンク制度登録通知書などの写し
- (6) その他、市が提出を求めた書類

8.注意事項

- ・必ず事業着手する前に補助金交付決定を受けてください。契約締結など既に登記申請に着手している場合は補助金交付申請ができません。
- ・補助金交付決定を受けた後に内容変更や中止する場合は、すみやかに市に申し出て、承認を受けてください。
- ・申請した日の年度内(3月31日)までに登記完了させて実績報告していただく必要がありますので、余裕をもって申請してください。

★予算の範囲内での事業となりますので、予算が終わり次第受付終了となります。

問合せ 申請書提出先

沼津市 都市計画部 建築住宅局
住宅政策課 空き家・耐震対策係
TEL:055-934-4885
FAX:055-934-2310